



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



# 協同組合等における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について（概要）

令和2年6月



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

## 調査趣旨

- 協同組合等における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況や、適用除外制度等に関する認識の実態を明らかにし、改善の方策等を提示するため、本調査を実施。

## 調査方法，調査対象等

### ① アンケート調査

対象	アンケート回答数	
事業協同組合	278者	(回収率 59.1%)
協同組合連合会	11者	(回収率 61.1%)
商工組合	209者	(回収率 69.4%)
同連合会	19者	(回収率 70.4%)
漁業協同組合	285者	(回収率 60.4%)
同連合会	16者	(回収率 76.2%)
農業協同組合	406者	(回収率 93.3%)
同連合会	24者	(回収率 64.9%)
計	1,248者	(回収率 70.1%)

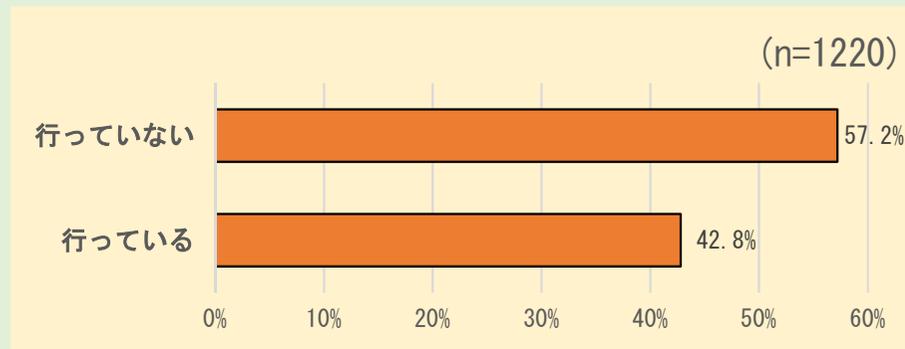
※ 令和元年11月に発送し、同年10月末時点の状況を調査した。

### ② ヒアリング調査

アンケート調査において他の組合にも参考になる回答を行った22組合等に対して、電話又は面談により実施。

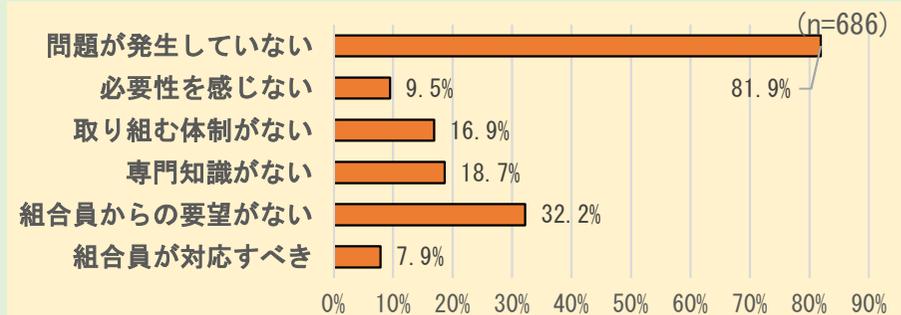
## 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の有無

- 取組を行っている組合は4割強であった。



## 独占禁止法に関する取組を行っていない理由

- 取組を行っていない理由に、問題が発生していないことや必要性がないことを挙げる組合が多かった。



## 独占禁止法コンプライアンスの必要性

- 組合による違反事件は、販売事業に関するものが多く、本調査に回答した組合の6割強が販売事業を行っていた。
- 違反行為の内容や、適用除外制度を正確に認識している組合が少なかった。

⇒ 組合も、独占禁止法コンプライアンスを推進する必要がある。

一方

- 取組を行っていない理由に、人員・予算等の都合により取り組む体制がないこと、専門知識がないことを挙げる組合も多かった。
- 組合ごとに事業内容や取り巻く環境が異なり、取組を行う必要性の度合いも区々。

⇒ 他の組合の取組や工夫した点を参考に、着手しやすいものから順次無理のない方法で取組を進めることが望ましい。

## 違反行為の未然防止のための取組の実施①

### 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ

- 代表者がコンプライアンスの重要性に関するメッセージを明確かつ繰り返し発信することで、役員等コンプライアンスに関する意識の向上・変革を図る。

#### 【取組例】

- 独占禁止法遵守のための行動指針の中で、代表者名により当該指針の徹底を図る旨を記載している。
- 研修会や総会等で代表者からメッセージを発信している。

### 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

- 当該部署で、独占禁止法に関する情報を集約・蓄積し、それを活かして網羅的に取組を進めていくことで、組織全体への浸透を図る。
- 独占禁止法の担当者を配置して専門性の向上を図る。

#### 【取組例】

- 人員が少なく専任部署を設置できないが総務部門でコンプライアンス業務を兼務している。
- 各現場にもコンプライアンス担当者を配置し、指示事項等の周知やフォローを行わせている。

## 違反行為の未然防止のための取組の実施②

### 法務相談窓口の設置

- 当該窓口で、事業実施前の相談の徹底や、事業実施後の相談を通じた問題事例の発見に努めることで、違反行為の未然防止や早期是正を図る。

#### 【取組例】

- 中央会等の支援機関や関係団体の窓口を利用している。
- 各部署にもコンプライアンス担当者等を配置して相談に対応している。

### 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定・改定

- 違反行為の内容や、違反した場合のリスクなどをマニュアルに記載することにより、独占禁止法に関する知識を効率的に習得させる。
- マニュアル策定後も、新規事例の追加など、定期的に改定していく。

#### 【取組例】

- 過去事例等をQ & A形式でまとめたり、イラスト化して分かりやすくなるよう工夫している。
- マニュアル策定に当たり、中央会等の支援機関や行政機関等の資料等を参考にしている。

## 違反行為の未然防止のための取組の実施③

### 独占禁止法研修の実施

- マニュアルと同様，研修により，違反行為の内容やリスクなどを効率的に習得させる。
- 独占禁止法の知識の定着には相応の時間を要するため，人事異動時などのタイミングで定期的に継続して実施する。

#### 【取組例】

- 組合固有の違反類型や事例を，公取委ウェブサイト掲載の支援ツールを用いて説明している。
- 中央会等の支援機関が開催する研修に参加後，自らが講師となり，部下職員へフィードバックしている。

### 懲戒ルールの整備

- 違反行為に関与した場合に懲戒対象になる旨をルール化して，違反行為への関与を抑止する。
- 違反行為に関与した役職員が自主的に報告した場合に，懲戒内容の軽減を考慮する制度（社内リニエンス）を導入する。

#### 【取組例】

- 法令違反が処分対象であることを規定している。
- 処分内容の決定に当たり，自主的な報告の有無や内部調査への協力度合いを考慮している。

## 違反行為の早期発見・是正のための危機管理体制の整備①

### 内部通報窓口の設置

- 内部通報窓口で、水面下で生じている独占禁止法違反のおそれのある行為に関する情報を収集し、その解消に努める。

#### 【取組例】

- 内部の窓口のみでは通報しにくいいため外部にも設置している。
- 当該窓口は役職員や組合員に限らず取引先事業者も利用できるようにしている。

### 監査の実施

- 監査を実施して、独占禁止法違反のおそれのある行為の発見に努める。

#### 【取組例】

- 各部署が自ら検査を行うことで、独占禁止法に違反し得る行為を職員に認識させることができた。
- 販売・購買事業に対して特に独占禁止法を意識した監査を実施している。

## 違反行為の早期発見・是正のための危機管理体制の整備②

### 問題発生時の対応方針の策定

- 独占禁止法違反の疑いが生じた場合を想定して、あらかじめ対応方針を策定しておくことで、違反によって生じるリスクを最小化する。
- 対応方針の中に、課徴金減免制度や確約手続も盛り込み、これらも踏まえて対応していくことが有効。

### 【取組例】

- 不祥事の情報システムに登録・集約し、関係者間で、情報共有・改善指示・改善報告を行っている。
- リスク発生時からの対応フローを示したマニュアルを作成して全役職員に配布している。